

## 7/31 発足総会 以降の経過

### 五

月七日に行われた第9回むさしの憲法市民フォーラムの大成を受けて、七月三十一日、「むさしの憲法市民フォーラム」の発足総会が開かれました。

総会においては、一段と厳しくなった憲法改正の動きに対抗していくために、この会を恒常的組織とし、武蔵野市で憲法9条の改正に反対する人を過半数獲得する運動を進めていくことを決定しました。

また、与党が、秋の臨時国会で成立をめざしている憲法改正国民投票法案の危険な内容を訴え、成立阻止に向けて運動をしていくことも確認されました。

### と

ところが、ご承知の通り、八月八日に衆院が解散となり、当時

の土屋市長が出馬するという事態になりました。

そこで、憲法フォーラムとしては、土屋氏を含む衆院18区から立候補を予定している3名の方々に、憲法問題についてアンケートを取り、八月に発行するニュース第1号と一緒にお届けして、総選挙での

ご判断の材料にしたい。ただ、こういう活動を行いました。

(回答を頂けたのは菅直人氏と、宮本とおる氏のみで、土屋氏からは回答は寄せられませんでした)

### 九

月十一日の総選挙は、与党が議席の3分の2以上を占めるといふとんでもない結果になりました。

他方、空席となった武蔵野市長を決める選挙が

武蔵野から  
声を  
あげよう！

事務局レポート

十月九日に行われることになり、憲法フォーラムを担っていた人たちの多くが、この選挙活動に大わらわということになったため、その決着が付くまでは、事実上の活動休止を余儀なくされることとなりました。

しかし、この選挙の結果、「憲法9条2項を改正して、自衛軍を持ち、海外でも戦争の出来るようにする改正案には反対」と明言する(読売新聞)

(読売新聞) 呂上守正氏を新たに武蔵野市長とすることができました。

## 急速に進む 憲法改正作業

### 郵

政民営化で圧倒的多数の議席を得た

与党は、すべてに信任を受けたかのように勢いを得て、急ピッチで憲法改正に向けた作業を進めています。総選挙後行われた特別国会で、憲法調査特別委員会が設置され、国民投票法案の審議が始められ、来年1月から開かれる次期通常国会での成立をめざしています。

### ま

た、自民党は、十月二十八日に、結党50周年記念大会に向け「新憲法草案」を発表しました。

この草案の最大のポイントは、戦力の不保持を誓った9条2項をなくして、新たに9条の2なるものを設けている点にあります。

その内容は、自衛軍を保持し、かつ、その自衛軍が「我が国の平和と独立、国及び国民の安全の確保」だけでなく「法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全

裏へ



を確保するため  
に国際的に協調  
して行われる活  
動等」についても、加わ  
ることができるとしてお  
り、イラク戦争のような  
ケースでも日本の軍隊が  
武力行使できる道を開く  
ものとなっています。

まさに、日本を戦争の  
出来る国にするための憲  
法改正と言わなければな  
りません。

## 緊急事態、 力も心も合せて

**こ** れらの動きを受け  
十一月十四日、多  
くの新しいメンバーにも  
加わって頂き、拡大事務  
局会議を開きました。

そこでは発足総会での  
確認に基づき、国民投票  
法案の制定阻止に向けて  
最大の活動をしていくこ  
とを決めました。

## 別

稿でも述べられて  
いるように、この

国民投票法案は、憲法改  
正の外堀だけでなく内堀  
も埋めてしまうような危  
険な代物です。

ところが、国会での審  
議も相当進んできている  
のに、一部新聞でも伝え  
ていたように、国民のほ  
とんどがその内容を知ら  
ず、全国の憲法改正に反  
対する様々な運動も、正  
面からその阻止をテーマ  
にしきれてないように思  
われます。

## 私

私たちは、当面、年  
内の活動として、  
以下の取り組みを行うこ  
ととしました。

- ①事務局内にチームを作  
って、来年早々にも武  
蔵野市全戸に配布する  
チラシを作成する
- ②年末の慌ただしい時期  
ではあるが、年明けか  
らの活動を考え、なる  
べく多くの人たちに国  
民投票法案の危険な中  
身を知ってもらうため  
の学習集会を行う
- ③さまざまな動きを的確

に伝えるニュースの発  
行体制を確立する。

## そ

の上で、来年一月  
から国会が始まる  
国民投票法案の審議に合  
わせ、市議会各党派への  
申し入れや懇談、議会へ  
の陳情、市内各団体への  
申し入れ、駅頭宣伝、市  
民に呼びかけた屋外集会  
やパレードなどを行い、  
さらにはメディアにそれ  
らを取り上げさせること  
を計画していきたいと考  
えています。

武蔵野での私たちの運  
動を全国に広げたいとも  
願っています。

みなさまに  
お願いします

## 当

面2つのことをお  
願いします。

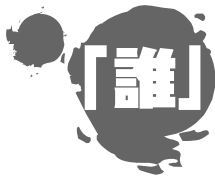
1つ目は、十二月二十  
三日（祝・金）午後6時  
半から武蔵野公会堂会議  
室で行う、憲法改正国民  
投票法案の危険な内容を

知るための学習集会（左  
欄参照）には是非ご参加下  
さい。

2つ目は、カンパのお  
願いです。ピラを1枚作  
るだけでも、30〜40  
万円のお金が掛ります。  
既に、通信費1000円

を頂いている皆様は活動  
カンパを、そうでない皆  
様はこれからのニュース  
の通信費と合わせて活動  
カンパを、同封しました  
振り込み用紙にて、お送  
り下さいますようお願い  
します。

### 学習会のご案内



## が憲法を決めるの？

日本国憲法改正国民投票法案の問題点

2005年12月23日（金）

午後6時30分～

- 講師  
飯島滋明 氏  
（工学院大学講師）
- 会場  
武蔵野公会堂 2階会議室
- 参加費  
300円
- 連絡先  
西村（0422-46-7614）  
伊藤（0422-22-4227）



# 「改憲」にむけた作業は どう進んでいくのか



今回は、来年一月から始まる通常国会での成立が目標されている「憲法改正国民投票法案」を検討する。

## ◆◆◆ 国民投票法案

憲法96条1項には「憲法改正は各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票での過半数の賛成で承認される」とあるが、これまで憲法改正が現実的な議題となつたことがないため、国民投票のやり方についての法律がない。そこで今回、本気になつて憲法改正をやるうとして、自民党が、まず作るうとして、自民党が、まず作るうとして、国民投票法である。

これに対しては、国民投票法の議論をすること自体が憲法改正に道を開くもの

だとして、一切議論しないという向きもある。だが、未来永劫に亘つて憲法の条項を一字一句変えてはならないという議論が国民多数に支持されるとも思われぬ。

国民投票法を作ること自体の一般的な是非を議論するのではなく、今、自民党と公明党が提案している法案がとんでもないものかということを広く宣伝し、その成立を阻止することこそが、私たちの運動の課題であると思う。

憲法改正の必要を認める人でも、今回の自公案の中身を知れば反対する人は多いだろうし、そのことを通じて、こんなアンフェアなやり方で実現しようとする憲法改正の内容自体が、そもそもインチキであること

を理解してくれると思う。

## ◆◆◆ 法案の問題点

この法案の問題点は多岐に及ぶが、ここでは以下の3点を指摘しておく。

まず第1に、メディアに対する厳しい規制により、新聞や雑誌、テレビ等が、事実上、改正案に反対する立場での報道ができなくなる恐れがあること。

①事実を歪めた報道、②メディアの経営者や編集者が他から利益を提供された報道、③国民投票の結果に影響を及ぼす目的とした報道は、いずれも二年以下や五年以下の禁錮または罰金で処罰される。

①は誰が事実をゆがめたかと判断するかが問題だし、②は市民の意見広告もこの

中に入ってしまう。③に至っては、客観報道という名の当局発表以外報道ができなくなる。

政府が国家予算を使って改正案を宣伝する中、メディアが声を上げなくなってしまうえば、反対の声は市民運動が独自に上げる以外、聞こえなくなってしまう。

そして、問題の第2点では、その市民運動も徹底的に弾圧し、声が上がられないようになっていく。

公務員や教員（私立も）の徹底的な規制や、改正派の街頭宣伝にやじを言ったりするだけで四年以下の懲役を課せられる恐れのある国民投票運動妨害罪。法案以外にも、近年色々なことが準備されている。三十年ぶりとされる国家公務員法での逮捕・起訴。相次ぐ住居侵入罪でのピラマキ逮捕・起訴。

国会にかけられている「共謀罪」は、実際には何も犯罪になるようなことをしたいなくても、その相談をしたというだけで処罰さ

れ、その共犯者は事前に仲間を密告すれば処罰されるという恐ろしいものだ。最後に、第3の問題点として、一括投票方式がめざされていることがある。

今回の自民党の新憲法草案がそうであるように、一方で9条2項を変えつつ、他方で知る権利や環境権を新設するという改正案に対して、全体として〇か×を選ばなければならぬ。判断がつかない人の票は無効となり、その上で有効投票の過半数ということになると、実際にはわずかな賛成票でも、憲法改正が承認されてしまう仕組みになっているのである。

憲法改正を国民全体が議論を尽くして決めていくのではなく、反対派の口を封じ、中身はつきり知らないようにして、こっそり実現する、いわば、憲法改正騙し取り法案と言わなければならない。



高木 一彦

自民・公明・民主の三党はこぞって、世界に冠たる規定として賞賛されている憲法九条（戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認）の「二項」を全面改正し、何時でも自衛権の名のもとに戦争を起こし、また国際貢献という名のもとに参戦出来るようにしなければならぬと、改正運動を急展開してきた。

その理由は、将来の日本の安全と国民の生命・財産を守るため、また、国際社会に貢献し、名誉ある地位を築くためといっている。

先の戦争で戦場における加害、被害の真相を体験し、多くの戦友が、虫けらの如く命を捨てさせられ、また餓死を余儀なくさせられていった中で

## 憲法九条の改正には絶対反対 (前編)

■ 不戦兵士市民の会理事  
■ 吉祥寺本町 在住

谷口 末廣

正に九死に一生を得て帰還した私は、戦場の何たるかを知らない現在の為政者達が、知った顔をして次々打ち出す詭弁に強い憤りさえ覚える。

改正反対の私の理由を申し上げる前に、まず改正論者に次の三点についてお伺いしておきたい。

一、現行の九条によって日本および日本国民は、実質的に如何なる不利益

を受け、また今後如何なる不利益が生ずるのか、その事実と予想を明確に示して欲しい。

二、国際貢献のためといわれるが、国連の名において、日本に対し、憲法を改正し、戦力を保持強化し、交戦権が発動できるようにすべきだという勧告なり決議要請を受けたことがあるのか。あれば明確に示して欲しい。

三、自衛隊を自衛軍として戦力を強化し、戦闘行為が出来るように改正した場合、改正論指導者本人は勿論、家族の方も現職を辞し、自衛軍に入隊若しくは軍関係の職業に転職させますか。

一寸質問がきついですが、ご勘弁を。

▼ 続く

このページでは、様々な方の憲法への想いをご紹介します。ご異論もおありでしょうが、闊達な議論を交わせればと思います。是非、原稿をお寄せ下さい。

### 編集後記

前号から四ヶ月の間隔をあけて第二号の発行となりました。

立て続けに大きな選挙を迎えるという、変則的で特殊な状況だったとはいえ、当初予定していたペースより大分遅れてのお届けとなりましたことをお詫びします。

今後、様々な企画を取り上げ、充実した内容を目指したいと考えていますので、是非ご意見・ご提案をお寄せ下さい。

### むさしの憲法市民フォーラム

### BOOKS



GENJINブックレット 49

憲法を決めるのは誰？

戒厳令下の国民投票

報道・表現の危機を考える弁護士の会[編]

発行  
価格

『9条』変えるか変えないか

憲法改正・国民投票のルールブック

今井 一[編著]

発行  
価格

Q & A 国民投票法

憲法改悪への突破口

菅沼 一王・笠松 健一[著]

発行  
価格

憲法改正

軍事大国化・構造改革から改憲へ

渡辺 治[著]

発行  
価格